

失敗しない！

分割しにくい不動産の相続は、トラブルに発展しがち。不動産を子どもに相続させる人も、親から相続する人も、失敗しないための知識を身につけ、対策を立てておきましょう。

不動産相続セミナー

アパートの相続問題

相続に関する問い合わせの中でも多いのが、不動産に関することだと言われています。最近は、土地の評価額を下げようとアパートを建てる地主さんが少なくありませんが、実は成功したとは言いがたい事例もあるのだとか。土地と建物を分割して相続できないため、そもそも不動産相続はトラブルが起ることがちなのですが、それ以前にアパート経営でつまづくケースも、「アパートを持つているが入居者がいない」「賃料は全額借り上げ

「めいっぱいの資金で建ててしまふと、家賃が下がつた時にローンに対応できなくなつたり、いざという時に使える資金が足りなくなつたりすることも。アパートを建てるなら資金的に余力を残しておくのがおすすめです」と、相続支援センター沼津大岡相談室室長の田中さん。

相続税を減らすためにアパートを建てるという手法も、土地によって向いているケースとそ

げだが、家賃が下がつてローンを返せない」「アパート建築に数億円も借金して他のことが何もできない」などといった声が多く聞かれます。

うでないケースがあると言います。かえって土地のまま置いておいた方がいい場合があることも、知識として覚えておいた方が良さそうです。

ではアパート経営がうまくいかなかつた場合、何か打つ手はあるのでしょうか？個々のケースについて当てはまらない場合もありますが、一般的な対応策を田中室長がセミナーで教えてくれるそうです。

は、将来誰が引き継いで住むのかを、家族の話し合いで決めておく必要があります。子どもたちの仲が悪いなど、相続でもめうたな場合は、親が元気なうち自ら対策しておくことが肝心です。「まだ先のことだから」と言わず、早めに行動を起こしましょう。

また借地に家を建てて住んでいる場合、借りている土地は資産として評価され、相続税が発生する場合があります。意外に知られていないのですが、こうした場合、借主は地価の半額で地主から土地を買い取りできません。先々のことも考えると、で

されば土地を買っておき、いざとなつたら売却できるようにしておくと良いでしょう。

簡単に分配できる現金とは異なり、不動産は前もって家族で相続の打ち合わせをしておくことが大切です。いわゆる“争族”になりがちなのは、親が亡くなつてから、それまで知らなかつた不動産の存在が明らかに

なること。不要な家族間の争いを避けるためにも、まずは夫婦それぞれの保有資産を紙に書き出し、相続する資産を把握することから始めましょう。田中室長によると、誰が何を相続するかで、二次相続と言われる、次の段階の相続税の金額が大きく変わってくるのだそうです。相続税をなるべく少なくするため

次の相続を見据えた
賢い節税対策を伝授

の裏技もセミナーで伝授していくのでお楽しみに。もっと詳しい 경우에는、後日個別相談も受け付けてくれます。



お問い合わせ
お申し込み TEL 055-943-9987
※セミナーは2回とも同じ内容です。
※講師は、上級課程の内容で登壇者が変更になる場合がございます。又は、一部フィルタリングされる場合があります。



講師プロフィール

田中杏児先生

相続支援アドバイザー／エリアマネージャー

富士市出身、富士市在住。販売職・営業の経験を積み、2016年より相続支援業務。ファイナンシャルプランナーの資格を持つ相談業務にあたる。親切丁寧な説明で立場に立った対応で多くの相談者から支持される。趣味は映画鑑賞とサッカー

全国相続協会
相続支援センター

FP ミクスルパートナーズ

〒410-0022 沼津市大岡3591-5

51-055-943-998

TEL 035-945-9987
FAX 035-945-9988

FAX 055-943-9989
ホームページ: www.miksr-pa.com
Eメール: m-tanaka@miksr-pa.com



京都出身、富士市在住。
61歳。難関資格のCFP（上級
ファイナンシャルプランナー）
をはじめ、円満相続遺言支援
ティングマスターなど多数の資
格全国相続協会相続支援セ
ンター相談室室長。HPやブログでは
今までの経験、家族、趣味のこ
そで自分がどんな人間でどんな
事を知っていただくことから、お
始まると思っています。